

2023(令和5)年度

諫早市美術・歴史館 年 報



©円谷プロ

目 次

1 展示事業	1
(1)主催企画展	
(2)連携企画展	
(3)常設展示	
(4)エントランスホール展示	
2 教育普及事業	27
(1)館長講座	
(2)歴史講座	
(3)民俗講座	
(4)史跡見学	
(5)美歴こども WEEK	
(6)新春 箏曲の響き	
(7)ボランティア歴史ガイド	
3 教育機関等との連携事業	33
4 情報発信事業	35
(1)開館10周年記念式典	
(2)開館10周年記念誌	
(3)年報	
(4)美歴だより	
(5)エフエム諫早	
(6)インスタグラム	
(7)その他	
5 調査・研究事業	39
6 収蔵資料	40
(1)収蔵資料一覧	
(2)寄贈資料の調査、収集	
(3)資料の整理	
(4)資料の修復	
7 利用状況	42
(1)入館者数	
(2)団体利用	
(3)貸館利用	
(4)その他	
8 美術・歴史館概要	48
(1)沿革	
(2)施設概要	
(3)運営	
(4)関係法規	

ごあいさつ

「令和5年度諫早市美術・歴史館年報」を刊行するにあたりごあいさつ申し上げます。

令和5年度は、前年9月の西九州新幹線開業や、5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行などにより、本市への交流人口が拡大する中で、当館にとっては開館10周年という記念の年でありました。

そのため、開館10周年記念を冠し、郷土ゆかりにこだわった企画展を実施しました。

年度明け早々の春、開館前から長年にわたり当館運営にご尽力いただいております諫早市美術協会の皆様の多大なるご協力により実施しました「諫早の美術家展」では、150名を超える地元美術家の作品展示により、『文化芸術のまち諫早』を発信することができました。

また、夏には、当館建設に際し設置された(仮称)歴史文化館整備検討懇話会でアドバイザーとして携わっていただきました故市川森一氏が脚本を手掛けられたウルトラセブンやウルトラマンAも登場する「ウルトラ空想特撮ワールド～ウルトラマンと夢見る未来～」を実施し、市内はもとより、全国から多くの来館があり、当館企画展史上最多となる入館者数を記録しました。

さらに年末から年始にかけ、諫早市唯一の酒造会社のご協力により、当館学芸員の長年の研究成果とあわせ「諫早の酒造り展」を実施し、民俗講座やワークショップ、バスツアーなど新たな分野にチャレンジしました。

そして、3月1日の開館記念日を含む今春には、個人コレクターのご協力により、美術館等で展示される機会の少ない個人所有の作品を中心に、郷土ゆかりの洋画家「野口彌太郎展」を実施し、開館10周年記念式典も併せて開催いたしました。

なお、令和5年4月から施行された改正博物館法により見直しがあった、新しい博物館登録制度の下で、令和6年3月21日に県内初の登録博物館になるなど、令和5年度は、様々な面において、区切りの年となりました。

結びに、企画展開催に関係する皆様をはじめ、文化関係諸団体や市民各位の御協力と御支援のおかげをもちまして、10周年記念事業など令和5年度の諫早市美術・歴史館の事業を推進することができました。ここに深謝申し上げますとともに、これから20周年、30周年を目指すにあたり、引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年6月
諫早市美術・歴史館
館長 加藤 成昭

1 展示事業

(1)主催企画展

①諫早市美術・歴史館開館10周年記念 西九州新幹線開業1周年記念

ウルトラ空想特撮ワールド ～ウルトラマンと夢見る未来～

美術・歴史館開館10周年及び西九州新幹線開業1周年を記念し、本市出身の脚本家市川森一ゆかりのウルトラマン関連の展示やワークショップを通して、子供たちが「何かを空想する、自由に夢見るって楽しい！」と感じる機会を創出するとともに、「文化芸術のまち・いさはや」を市内外にアピールすることを目的とし実施した。また、ウルトラマンガッズや諫早オリジナルグッズ、諫早市の観光物産をPRするコーナーも設置した。

- 会期 7月29日(土)～9月24日(日)
- 開催日数 49日間 (台風接近により、1日休館)
- 会場 全館
- 観覧料 一般 600円、小・中・高校生 100円
- 入館者数 8,711人(1日平均 177 人)、(有料入館 6,055人)
- 主な展示品 (株)円谷プロダクションのウルトラマン関連資料の展示約150点
市川コーナー「～ウルトラマンと諫早～市川森一創造の世界」30点
- 主催 諫早市、ウルトラ空想特撮ワールド諫早実行委員会(諫早市芸術文化連盟市川森一顕彰委員会、(一社)諫早観光物産コンベンション協会)
- 共催 長崎新聞社、NBC 長崎放送
- 企画協力 (株)円谷プロダクション
- 開会式・内覧会 日時:7月28日(金)11:00～
特別招待:中央保育所年長児、ウルトラマンA(円谷プロダクション)
- トークショー 日時:7月29日(土)11:00～、14:00～
出演:ウルトラマンA北斗星司役・高峰圭二氏、俳優・柴田美保子氏
- ヒーロー撮影会 各日:11:00～、13:00～、15:00～
日程:8月 11 日(金・祝) ウルトラマンブレーザー
9月10日(日) ウルトラセブン
9月23日(土) 初代ウルトラマン
- 子ども向けワークショップ
 - ・「いけばなで好きな世界を創ろう」
日時:8月5日(土)10:30～、参加費:500円
講師:諫早いけばな連盟
 - ・「こねこね粘土で夢の生き物を作ろう」
日時:8月19日(土)10:30～、13:30～、参加費:800円
講師:近藤浩一氏(長崎県美術協会彫刻部評議員)

・「君だけのカラータイマーを作ろう！」

日時:8月26日(土)10:30～、13:30～、参加費:300円

○関連イベント

・ウルトラクイズラリー この夏、いざはやの謎を追え！

高校生が創造して描いた怪獣たちが、市内の13スポットで諫早の謎や歴史のクイズを出題。正解数により抽選会に参加し、諫早の特産品やウルトラマングッズが当たる。

日程:7月29日(土)～9月24日(日)

会場:美術・歴史館、多良見のぞみ会館歴史民俗資料室、いいもりコミュニティ会館、高来公民館郷土資料室、小長井文化ホール郷土資料室、諫早図書館、西諫早図書館、たらみ図書館、森山図書館、諫早ゆうゆうランド干拓の里、コスモス花宇宙館、山茶花高原ピクニックパーク・ハーブ園、諫早駅観光案内PRコーナー

・ドキ♡土器!!伊木力遺跡展

日程:7月29日(土)～8月31日(土)

場所:多良見のぞみ会館 歴史民俗資料館展示室



チラシ(おもて)、ポスター

チラシ(うら)



おもて

ウルトラクイズラリー台紙

うら



オープニング 中央保育所年長児と記念撮影



高峰圭二氏・柴田美保子氏トークショー



ヒーロー撮影会



2階企画展示室 展示風景



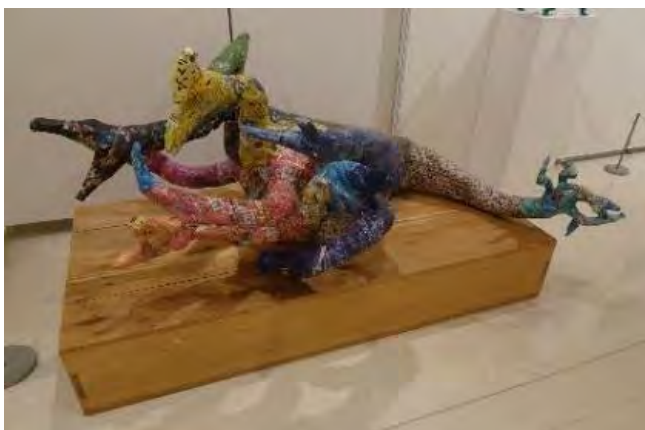
1階ホール



塗り絵コーナー

展示風景

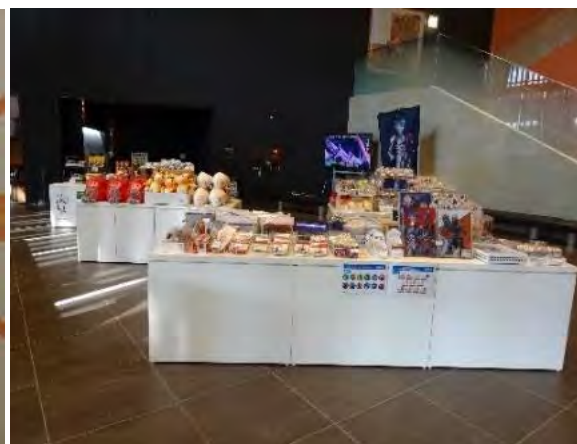
©円谷プロ



高校生が創造した怪獣：創成館高等学校



クイズラリー当館問題



物販コーナー



「いけばなで好きな世界を作ろう」



「こねこね粘土で夢の生き物を作ろう」



「君だけのカラータイマーを作ろう！」



「ドキ♡土器!!伊木力遺跡展」

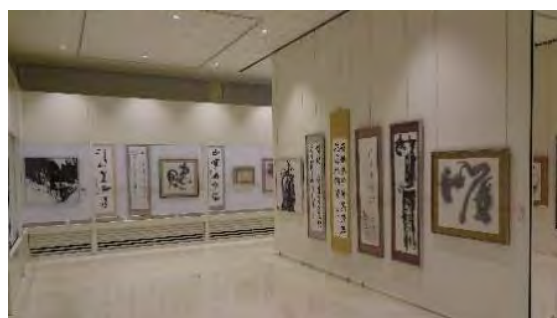
②諫早市美術・歴史館開館10周年記念 諫早の美術家展

諫早市美術・歴史館10周年を記念し、諫早の美術家の作品を一堂に展示することにより、郷土作家作品の鑑賞機会を創出するとともに「文化芸術のまち・いさはや」を市内外にアピールした。

- 会期 4月15日(土)～5月14日(日)
- 開催日数 26日間
- 会場 2階企画展示室1・2・3、研修室 1・2・3
- 入館者数 2,484 人(1日平均95人)
- 展示品 洋画(41点)、書(51点)、日本画(6点)、写真(36点)、水墨画・南画(5点)、彫刻・工芸(10点)、デザイン(6点)
合計 155 点(153 名)
- 主催 諫早市、諫早の美術家展実行委員会(諫早市美術協会、諫早市芸術文化連盟)
- オープニング演奏 出演:オカリナマルメロ
- ギャラリートーク
日時:4月22日(土) 書10:30～、日本画11:00～、洋画13:00～、写真14:00～
4月29日(土) 彫刻・工芸10:30～、水墨画・南画11:00～、デザイン11:30～
- アート体験
日時:4月30日(日) 13:30～15:30 参加費500円
講師:武富教子氏(諫早市美術協会)



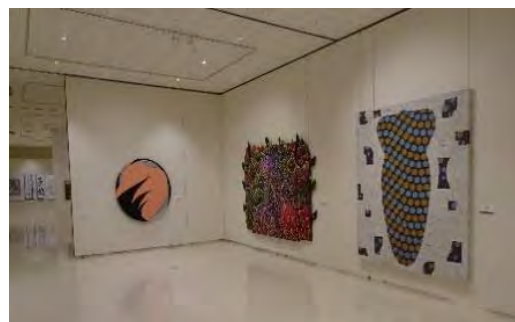
ちらし・ポスター

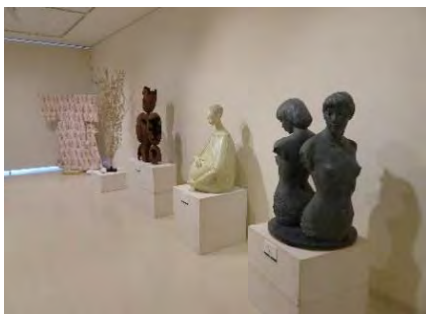


【展示風景】 書

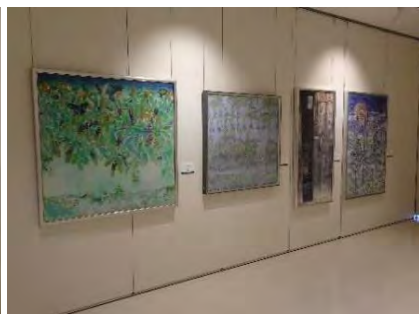


洋画





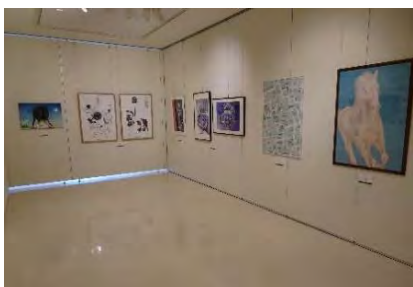
彫刻



日本画



水墨画・南画



デザイン



写真



アート体験



ギャラリートーク

③諫早市美術・歴史館開館10周年記念 諫早の酒造り展

美術・歴史館開館10周年を記念し、当館主任専門員の調査研究結果をもとに、諫早の酒造りに関するパネル資料や酒樽、徳利などの道具を展示した。

- 会期 12月16日(土)～1月14日(日)
- 開催日数 21日間
- 会場 2階企画展示室1・2・3
- 入館者数 641(1日平均 30.5 人)
- 展示品 (株)杵の川所蔵 酒造りの道具(31件)
長崎県酒造組合所蔵 酒造り工程フィギュア(一式)
館所蔵 酒樽、徳利など(56件)
合計88件(148 点)
- 主催 諫早市、諫早の酒造り実行委員会
- 企画協力 (株)杵の川

○酒米(山田錦)の稲飾りワークショップ

日時:12月23日(土)13:30~15:00 参加費:無料

講師:菊山達也氏(諫早市地域おこし協力隊)

○民俗講座「諫早の酒造り」

日時:12月24日(日)13:30~15:00

○諫早の酒造り探訪(バスツアー)

日時:1月13日(土)13:30~18:30 旅行代金:5,000 円



鏡開き

おもて

ポスター・チラシ

うら



展示風景



酒米(山田錦)の稲飾りワークショップ

酒造り展民俗講座「諫早の酒造り」



諫早の酒造り探訪 バスツアー

④諫早市美術・歴史館開館10周年記念 野口彌太郎展

諫早市美術・歴史館10周年を記念し、諫早ゆかりの洋画家 野口彌太郎の作品の中から、美術館等で展示される機会の少ない個人所有の作品を中心に展示することで、郷土ゆかりの洋画家の更なる顕彰と、「文化芸術のまち・いさはや」を市内外にアピールした。

- 会期 2月17日(土)～3月24日(日)
- 会場 2階企画展示室 1・2・3
- 開催日数 32日間
- 入館者数 1,420(1日平均44人)
- 主な展示品

館所蔵野口彌太郎作品	28点
個人所蔵野口彌太郎作品	64点
長崎市野口彌太郎記念美術館所蔵関連資料	9点
計 101点	
- 主催 諫早市、野口彌太郎展実行委員会(諫早市芸術文化連盟 野口彌太郎顕彰委員会)
- 開場式演奏 バイオリン演奏
奏者:近澤侑司氏(長崎日本大学高等学校教諭)
- ギャラリートーク 日時:2月17日 14:00～
解説:木下伸弘氏(野口彌太郎展実行委員長)、久保田順一氏(野口家親戚代表)、山下博之氏(諫早市芸術文化連盟会長)
- 講演 「野口彌太郎のファミリーヒストリー」
日時:3月3日(日)13:30～
講師:木下伸弘氏(野口彌太郎展実行委員長、長崎県美術協会名誉会長、野口彌太郎顕彰委員会委員長、諫早市美術協会会長)
- まちあるき 「まちなかパブリックアートめぐり」
日時:3月20日(水・祝)13:30～
解説:馬場正邦氏(野口彌太郎展実行委員会副委員長、長崎県美術協会会長)
- 関連イベント 諫早市美術・歴史館開館10周年記念式典、第47回ミモザ忌
日時:2月17日 13:30～



チラシ・ポスター

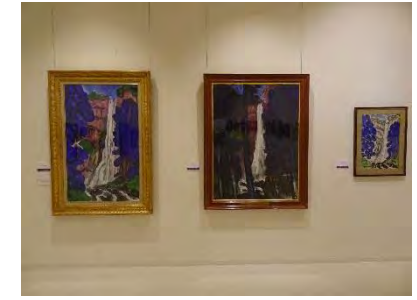
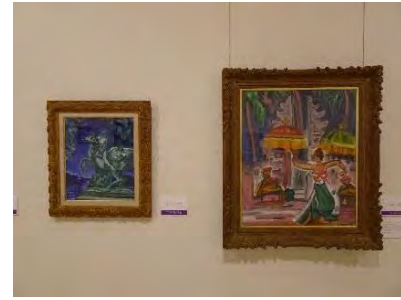
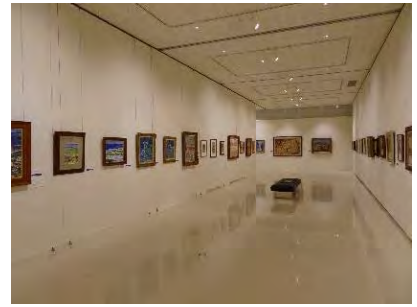
【開場式】



バイオリン演奏



ギャラリートーク



展示風景



「野口彌太郎のファミリーヒストリー」



「まちなかパブリックアートめぐり」

⑤諫早大水害展

昭和32(1957)年7月25日に発生した諫早大水害から66年が経過した。

今年度はテーマを「66年前と現在」とし、当時の被災写真及び被災映像の展示により、被害実態を振り返り、災害の記憶の継承とあわせ、災害への防災意識を高めることを目的とし実施した。

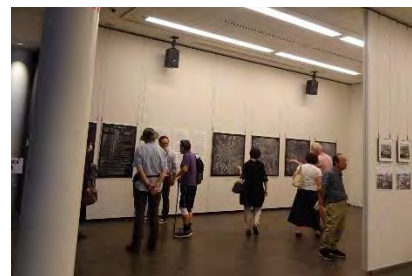
- 会期 7月1日(土)～7月25日(火)
- 開催日数 22日間
- 会場 1階ホール
- 入館者数 1,180人(1日平均47人)
- 主な展示作品 被災写真と現在比較写真146点、諫早大水害関連幟4点、
諫早大水害関連雑誌3点、水害関連行政文書綴り3冊、
諫早大水害殉職者名簿(卷子)、被災映像など全160点
- 講座 「諫早大水害写真について」
日時:7月17日(月・祝)13:30～15:00
講師:大島主任専門員
- ギャラリートーク 日時:7月2日(日)、9日(日)、16日(日)、23日(日)(各2回実施)
講師:大島主任専門員



ちらし・ポスター



展示風景



ギャラリートーク

⑥諫早市美術・歴史館コレクション展—中村家寄贈の屏風と牧野宗則版画展—

中村家から寄贈され、新たに館の所蔵となった、本市出身で江戸時代末期から明治時代に活躍した日本画家 八十島又橋等の屏風と、館所蔵の牧野宗則版画作品「有明海シリーズ」全13点を展示した。

- 会期 6月3日(土)～6月25日(日)
- 開催日数 20日間
- 会場 1階ホール
- 入館者数 523人(1日平均26人)
- 展示品 八十島又橋等の屏風4点、
牧野宗則版画「有明海シリーズ」13点



ポスター



八十島又橋の屏風

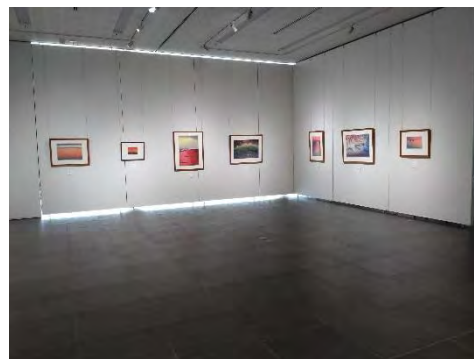
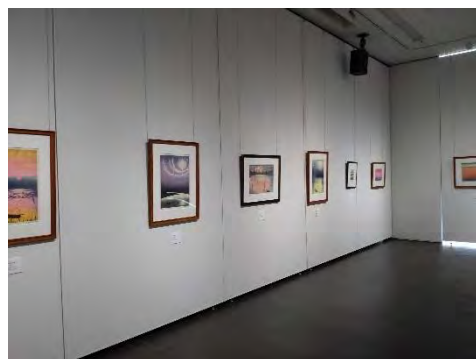


吉嗣拝山の屏風



狩野春湖の屏風

展示風景



牧野宗則版画作品「有明海シリーズ」

(2)連携企画展

①第68回長崎県美術展覧会

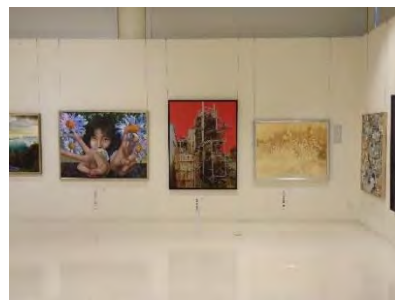
広く県民から美術作品を公募し、県民の芸術鑑賞・参加機会の創出と美術活動を普及促進することで、芸術文化の振興を図ることを目的に行われている長崎県内最大の公募展。

毎年8月初旬に公募され、9月中旬に最優秀賞・西望平和賞以下、各受賞作品が決定。その後、9月下旬から10月にかけて長崎・佐世保・諫早の3会場で実施している展覧会の諫早会場。

- 諫早会場期 10月19日(木)～10月29日(日)
- 開催日数 10日間
- 会場 1階ホール、2階企画展示室1・2・3、研修室1・2・3
- 入館者数 1,346人(1日平均135人)
- 展示品 日本画15点、洋画43点、彫刻5点、工芸12点、書76点、写真90点、デザイン58点
諫早会場 合計299点
- 主催 長崎県美術展覧会実行委員会



彫刻部門



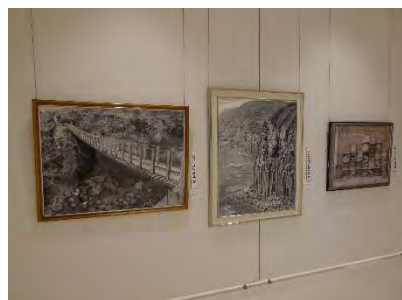
洋画部門



ポスター



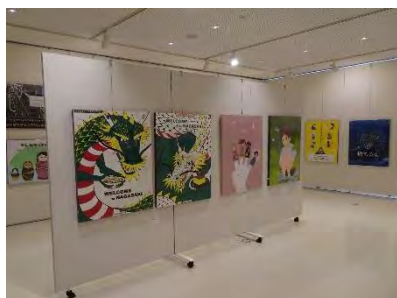
書部門



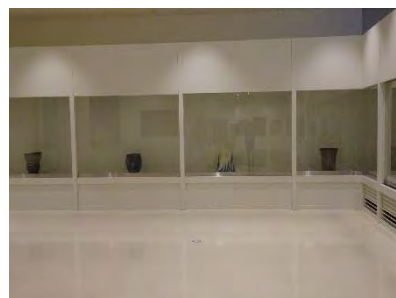
日本画部門



写真部門



デザイン部門



工芸部門

②諫早市Instagramフォトコンテスト2022 入賞作品写真展

画像による諫早市の魅力発信のために実施している、諫早市公式Instagramフォトコンテストを前年度に引き続き開催。その入賞作品の写真を連携し展示した。

○フォトコンテスト

- ・募集期間 令和4年11月1日(火)～令和5年1月31日(火)
- ・募集テーマ 絶景いさはや(私がお勧めしたい諫早)
- ・応募方法 諫早市公式アカウントをフォローし、ハッシュタグ(#いさはやぐらむ、 #絶景いさはや)と撮影場所を記載し投稿する。

○入賞作品写真展

- ・会期 5月10日(水)～6月2日(金)
- ・開催日数 21日間
- ・会場 1階ホール
- ・入館者数 1,551人(1日平均73人)
- ・展示品 グランプリ1点、優秀賞2点、入賞19点
- ・主催 諫早市(秘書広報課)



展示作品



ポスター

③諫早市Instagramフォトコンテスト2023 第1弾 入賞作品写真展

画像による諫早市の魅力発信のために、諫早市公式Instagramフォトコンテストを継続して実施。その入賞作品の写真を連携し展示した。

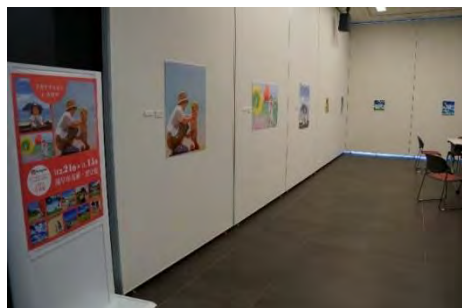
○フォトコンテスト

- ・募集期間 令和5年6月1日(木)～令和5年7月31日(月)
- ・募集テーマ いさはやで子育て
- ・応募方法 諫早市公式アカウントをフォローし、ハッシュタグ(#いさはやぐらむ、 #いさはやで子育て)と撮影場所を記載し投稿する。

○入賞作品写真展

- ・会期 12月21日(木)～1月15日(月)
- ・開催日数 18日間

- ・会場 1階ホール
- ・入館者数 739人(1日平均41人)
- ・展示品 グランプリ1点、優秀賞2点、入賞10点
- ・主催 諫早市(秘書広報課)



展示風景



ポスター

④諫早市Instagramフォトコンテスト2023 第2弾 入賞作品写真展

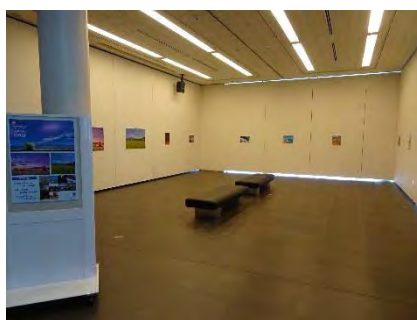
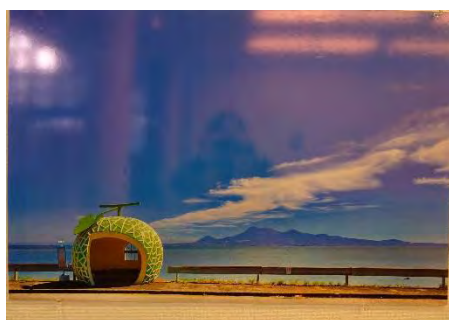
画像による諫早市の魅力発信のために、諫早市公式Instagramフォトコンテストを継続して実施。その入賞作品の写真を連携し展示した。

○フォトコンテスト

- ・募集期間 令和5年9月23日(土・祝)～令和5年11月11日(土)
- ・募集テーマ いさはやの鉄道とバス
- ・応募方法 諫早市公式アカウントをフォローし、ハッシュタグ(#いさはやぐらむ、#いさはやの鉄道とバス)と撮影場所を記載し投稿する。

○入賞作品写真展

- ・会期 2月28日(水)～3月18日(月)
- ・開催日数 18日間
- ・会場 1階ホール
- ・入館者数 809人(1日平均45人)
- ・展示品 グランプリ1点、優秀賞2点、入賞10点
- ・主催 諫早市(秘書広報課)



展示風景

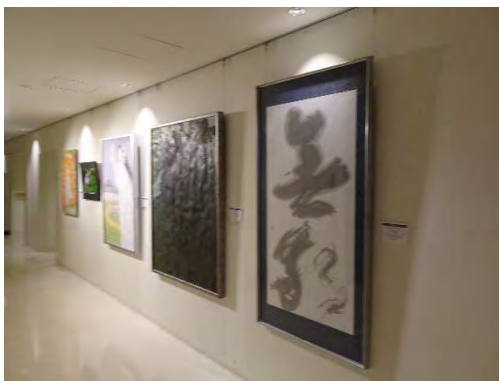


ポスター

⑤諫早市美術展 市長賞受賞作品展

第62回諫早市美術展終了後に、市長賞を受賞した作品のみを延長して展示することにより、「文化芸術のまち諫早」をアピールした。

- ・市展会期 11月3日(金・祝)～11月6日(月)
- ・会期 11月8日(水)～12月28日(木)
- ・開催日数 44日間
- ・会場 2階企画展示室前廊下
- ・展示品 書、日本画、洋画、写真、デザイン 各1点
- ・主催 諫早市美術協会



展示風景

(3) 常設展示

① 展示の特徴

「諫早の変遷」「諫早の歴史」「諫早の美」「諫早歴史学習コーナー」の4つの展示空間で構成。

「諫早の変遷」

タッチパネル式のデジタル年表2か所。

プロジェクターで床に投影した地図を足で操作し、諫早の移り変わりを学ぶコーナー。



諫早の変遷

「諫早の歴史」

出土品や実物資料、解説パネルなどで諫早の古代から近現代までの歴史を紹介。



諫早の歴史

「諫早の美」

諫早ゆかりの絵画や書、工芸品を展示。

春は、内壁を移動させ、ガラス面にすることで、自然光と周辺環境の新緑を借景にした展示を実施しており、他にない当館の特徴的な展示。



諫早の美

「諫早歴史学習コーナー」

昔の人々が実際に使っていた民具や農具を展示しており、小学3年生の副読本と連携したコーナー。

郷土芸能の映像が流れ、20分の1サイズの眼鏡橋の模型は子どもが組み立てて、渡ることができるなど、「見て」「感じて」「学んで」諫早の歴史の息吹を感じる空間を創出。



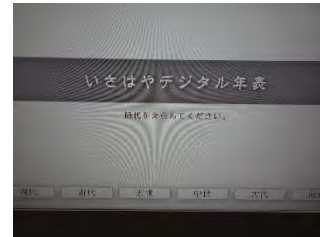
諫早歴史学習コーナー

②展示の概要

諫早の変遷

○いさはや年表

諫早での出来事を中心に表示。



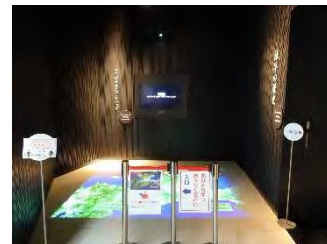
いさはやデジタル年表

○いさはやデジタル年表(2か所)

原始から現代まで、時代パネルにタッチすると、詳しい情報が表示。

○いさはやまるごとマップ

床面に投影された「遺跡分布図」「古地図」「干拓地の広がり」「指定文化財分布図」の4種類を、右足で操作すると、それぞれの情報が地図に表示。

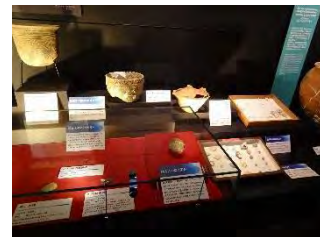


いさはやまるごとマップ

諫早の歴史

○考古資料

諫早で発見・発掘された旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、中世の石器や土器などを展示。



考古資料

○歴史資料

奈良・平安時代から現代までの諫早の歴史を物語る資料を展示。

特に、「諫早眼鏡橋」については、現在の架橋に至る経緯をわかりやすく解説。



江戸時代の武具

○エアタイトケース

気密性のある展示ケースで、国指定重要文化財や長崎県指定文化財など貴重な資料を展示。



諫早家伝来の刀

諫早の美

○プレゼンテーションウォール開放

毎年4月初旬から5月下旬まで、北側の内壁を移動し、ガラス面とすることで、近隣の新緑を借景に、清々しい雰囲気の中、焼物や刀剣等を展示。



焼物

○焼物・絵画・掛軸・刀剣

現川焼、亀山焼、八十島叉橋、荒川一々、野口彌太郎の作品など諫早ゆかりの収蔵品を中心に展示。



荒川一々の掛軸

諫早歴史学習コーナー

○民具・農具

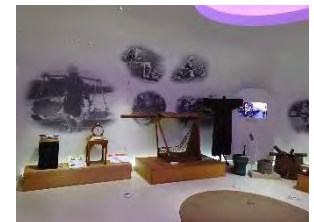
江戸時代以降、諫早で使われていた「生活」「仕事」「食」の道具を展示。



民具

○映像

市内の浮立のうち、県又は市の指定無形民俗文化財の演技を常時放映。



映像

○唐比のくり舟

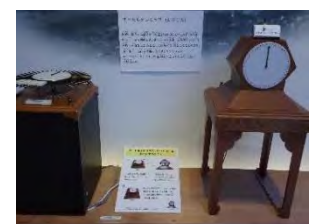
市指定有形文化財。約1,200年前、平安時代の舟。出土した森山地域では、不思議な伝説も語り継がれている。



唐比のくり舟

○エーセルテレカラフ

国指定重要文化財。現存する最古の国産電信機(幕末・1864年以前)のレプリカ。触れて実際に動かし、体験もできる。



エーセルテレカラフ
(レプリカ)

③展示替え

【第一期】 4月5日(水)～5月22日(月)

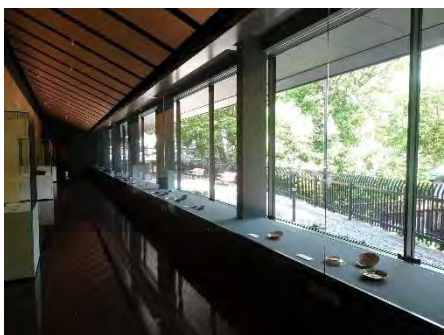
- ・4月4日(火)にプレゼンテーションウォールを開放。
- ・「諫早の美」の展示替えを実施。

【第二期】 5月24(水)～9月24日(日)

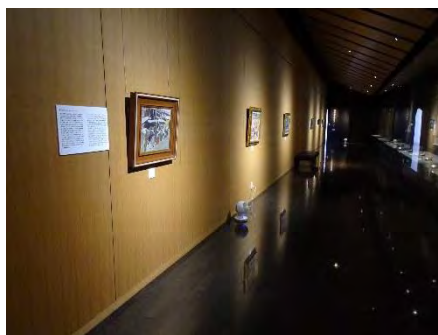
- ・5月23日(火)にプレゼンテーションウォールを終了し、「諫早の美」及び「諫早の歴史」の一部の展示替えを実施。

【第三期】 9月27日(水)～4月1日(月)

- ・9月25日(月)、26日(火)に「諫早の美」及び「諫早の歴史」の一部の展示替えを実施。



工芸(焼物)



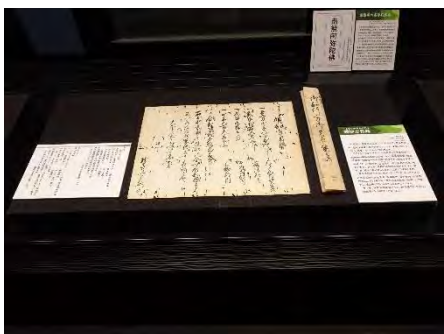
洋画



八十島又橋(屏風)



草場船山(掛軸)



領地方目録



陣太鼓

(4) エントランスホール展示

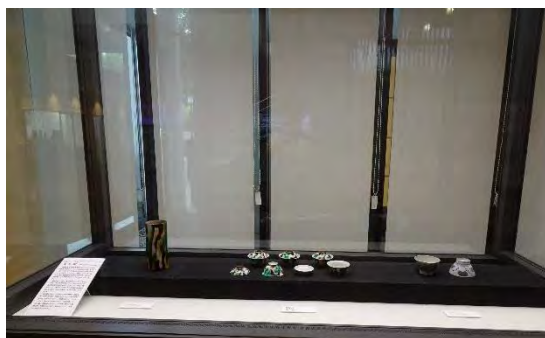
①エアタイトケース展示

観覧無料の場所にエアタイトケースを設置し、収蔵資料を展示。

【第一期】 4月5日(水)～5月22日(月)、6月28日(水)～7月24日(月)
内田甕山焼や古伊万里など焼物を展示。

【第二期】 9月27日(水)～12月25日(月)
長与焼や亀山焼など焼物を展示。

【第三期】 12月27日(水)～4月1日(月)
諫早家伝来 紺糸威具足稚児鎧(レプリカ)や亀山焼を展示。



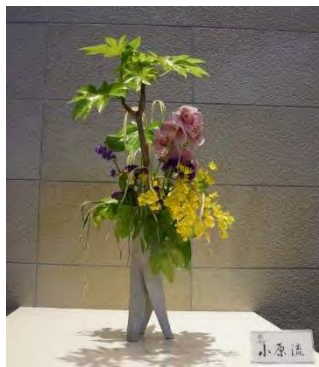
②いけばな展示

諫早いけばな連盟5流派の協力により、年間を通していけばなを展示。

【4月】 未生流



【5月】 小原流



【6月】花芸安達流



【7月】池坊



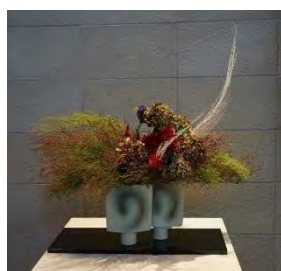
【8月】 草月流



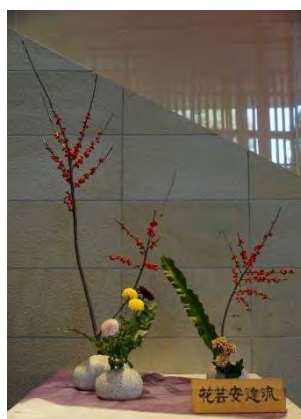
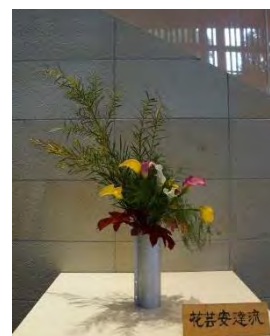
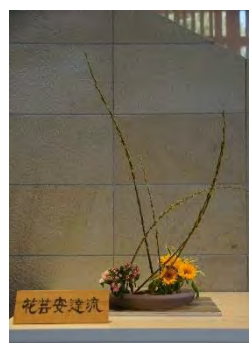
【9月】 未生流



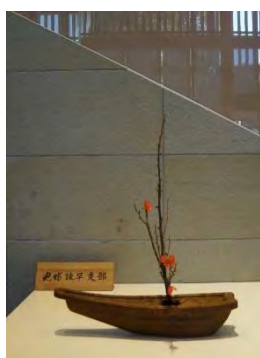
【10月】小原流



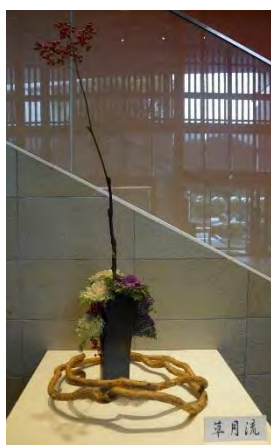
【11月】花芸安達流



【12月】池坊



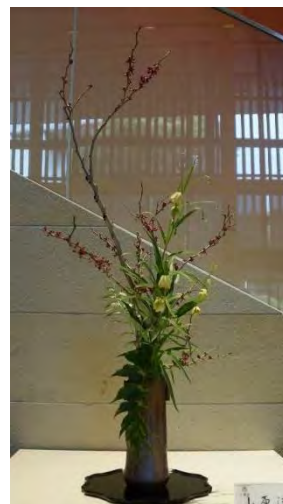
【1月】草月流



【2月】未生流



【3月】小原流



2 教育普及事業

(1)館長講座

○講師 堀 輝広(当館館長)

「諫早菖蒲日記と諫早の歴史」をテーマに、諫早ゆかりの芥川賞作家・野呂邦暢の『諫早菖蒲日記』中の表現と、史実を照らし合わせ、作品を深く読み解く講座を開催。

・5月28日(日) 受講者数 19名

「諫早菖蒲日記と諫早の歴史」

安政の大地震や佐賀藩の西洋砲術導入などについて

・10月8日(日) 受講者数 17名

「諫早菖蒲日記と諫早の歴史」

抜け荷(公儀取締と諫早での事例)や佐賀藩及び諫早領での天然痘対策などについて

・1月28日(日) 受講者数 17名

「諫早菖蒲日記と諫早の歴史」

龍造寺氏の系譜や諫早領及び家臣の江戸参府などについて



(2)歴史講座

○講師 大島 大輔(当館主任専門員)

江戸時代の事象について、歴史資料に基づく講座を開催。

・7月16日(日) 受講者数 22名

「江戸時代の武具職人」

・11月19日(日) 受講者数 20名

「江戸時代の力士と相撲興行」



(3)民俗講座

○講師 川内 知子(当館主任専門員)

諫早の民俗について、調査研究成果に基づく講座を開催。

・6月18日(日) 受講者数14名

「年中行事・春」

・12月24日(日) 受講者数 25名

「諫早の酒造り」

開館10周年記念企画展「諫早の酒造り展」の一環として実施。



(4) 史跡見学

① 諫早の寺社巡り

○講師 川内 知子(当館主任専門員)

市内各地において、寺社巡りを開催。

・5月20日(土) 受講者数 18名

「多良見の寺社」

多良見地域の阿蘇神社や旧諫早領であった、長崎市矢上地区の長瀧山霊源寺などの寺社を、公用バスを活用し巡った。

・10月28日(土) 受講者 17名

「諫早の寺社」

天祐寺や平仙寺、高城神社など諫早市中心部の寺社を巡った。



② 史跡探訪

○講師 大島 大輔(当館主任専門員)

市内の各小学校区における史跡巡りを開催。

・12月2日(土) 中止

「上山小学校区」

・2月10日(土) 受講者数 14名

「小長井小学校区」

長戸鬼塚古墳や多良海道、竹崎街道などの史跡を巡った。



③ 諫早の酒造り探訪

○講師 川内 知子、大島 大輔(当館主任専門員)

企画協力 (株)杵の川、インタラクトリップ

開館10周年記念企画展「諫早の酒造り展」の一環として、諫早の酒造りにまつわる史跡などを巡るバスツアーを開催。

・1月13日(土) 参加者20名

参加費 5,000円

竹下酒造跡や八坂神社、金比羅山松尾社などの史跡を巡り、酒蔵杵の川で地産地消弁当と日本酒のテイスティングを楽しむバスツアー。



(5) 美歴こども WEEK～知的好奇心を呼び覚ませ！非日常体験～

子どもたちが体験を通して、楽しみながら歴史や芸術などへの興味、関心を高め、美術・歴史館に親しみを持つことができるイベントを実施した。

ゴールデンウィークの三連休を、芸術・考古・歴史とテーマ分けし、市内の団体と連携・協力することで幅広い活動を実施することができた。

- 会期 5月3日(水・祝)～5月5日(金)
- 開催日数 3日間
- 会場 全館、諫早市体育館
- 入館者数 867人(1日平均289人)
- 主な内容
 - ・5/3(水) (芸術)揮毫にチャレンジ、不思議&楽しい！えのぐを使ったマーブリングでアート体験!!
※協力:諫早市美術協会
 - ・5/4(木) (考古)オリジナル貫頭衣づくり、勾玉アクセやミニチュア土器づくり、火起こし体験、野外活動
※協力:諫早青少年自然の家
 - ・5/5(金) (歴史)眼鏡橋クラフト、江戸のものづくり
 - ・3日間連続 謎解き×美術・歴史館、うないさんを探せ、甲冑体験！写真撮影会、諫早の美術家展、プレゼンテーションウォール、ガラポンチャンス☆
※協力:うないさん隊、諫早の美術家展実行委員会
(協賛イベント)ルノンマルシェ
 - ・ボランティア ※協力:鎮西学院大学、ボランティア歴史ガイド



揮毫にチャレンジ



甲冑体験



マーブリングでアート体験



ガラポンチャンス☆



オリジナル貫頭衣づくり
勾玉アクセやミニチュア土器づくり



火起こし体験、野外活動



うないさん



眼鏡橋クラフト



江戸のものづくり

(6)新春箏曲の響き

新春を彩るイベントとして、箏曲演奏を実施した。

○開催日 令和6年1月8日(月・祝)

○会場 1階ホール

○演奏者 鎮西学院高等学校箏曲同好会、h(エイチ)ミュージック、船岡上山

○特記事項 鎮西学院高等学校箏曲同好会は、文化庁の「邦楽普及拡大推進事業」の採択校に選ばれている。



ちらし



船岡上山氏による
尺八の解説



鎮西学院高等学校箏曲同好会



hミュージック ・ 船岡 上山

(7) ボランティア歴史ガイド

令和4年度に育成したボランティア歴史ガイドの協力により、館活動の活性化や来館者サービスの向上を図った。

活動内容は、「小中学校等の来館や出前授業による郷土学習等の補助」「史跡巡り・館イベント等の補助」「研修会等への参加による研鑽」の三本柱で実施した。

① 小中学校等の来館や出前授業による郷土学習等の補助の実績

NO	日程	内容	延人数
6月	2(金)、8(木)	北諫早小学校6年生 諫早さるく	4人
8月	23(水)	明峰中学校1年生 諫早さるく	2人
9月	11(月)	みはる台小学校6年生 諫早さるく	5人
10月	12(木)	長田中学校1年生 諫早さるく	3人
	27(金)	諫早小学校3年生 諫早さるく	1人
11月	22(水)	真津山小学校3年生 郷土学習	3人
	29(金)	喜々津東小学校3年生 郷土学習	2人
12月	1(金)	真城中学校1年生 諫早さるく	4人
1月	18(木)	真崎小学校3年生 郷土学習	2人
	19(金)	みはる台小学校3年生 郷土学習	2人
	24(水)	長田小学校3年生 郷土学習準備	1人
	25(木)	小野小学校3年生 郷土学習	2人
	26(金)	喜々津小学校3年生 郷土学習	2人
	29(月)	高来西小学校3年生 郷土学習	2人
2月	1(木)	本野小学校3年生 郷土学習	1人
	2(金)	長田小学校3年生 郷土学習	1人
	7(水)	上山小学校3年生 郷土学習	1人
	9(金)	飯盛東小学校3年生 郷土学習	3人
	22(木)	北諫早小学校3年生 郷土学習	2人
計	20回		40人



諫早さるく



郷土学習(昔の道具)



郷土学習(諫早大水害)

② 史跡巡り・館イベント等の補助の実績

NO	日程	内容	延人数
5月	1(月) 3(水)、4(木)、5(金)	美歴こども WEEK 事前準備 ワークショップ補助	1人 14人
6月	28(水)、29(木)	HIS バスツアー	9人
7月	14(金)、20(木)	HIS バスツアー	4人
10月	19(木) 28(土)	HIS バスツアー 諫早の寺社巡り	1人 3人
11月	18(土)	西日本文化協会バスツアー	3人
2月	10(土)	史跡探訪(小長井小学校区)	2人
計	12回		37人

③ 研修会等への参加による研鑽の実績

NO	日程	内容	延人数
4月	8(土)	展示替え後の勉強会	7人
5月	28(日) 28(日)	館長講座 展示替え後の勉強会	7人 8人
6月	18(日)	民俗講座	7人
7月	9(日)、16(日) 16(日) 29(土)	諫早大水害展ギャラリートーク 歴史講座 企画展トークショー	2人 2人 3人
10月	8(日)	館長講座	2人
11月	19(日) 19(日) 26(日)、27(月)	歴史講座 展示替え後の勉強会 マナー講座	5人 7人 12人
12月	24(日)	民俗講座	2人
1月	28(日)	館長講座	4人
2月	17(土)	10周年記念式典	5人
3月	20(水・祝)	まちなかパブリックアートめぐり	12人
計	17回		85人



美歴こども WEEK



史跡探訪



マナー講座

3 教育機関等との連携事業

①小学校の郷土学習 13校、17件、延べ1,095人

件	学校名	月日	学年	人数	場所	内容(対応)
1	諫早	5月18日	5年	50	当館周辺	「諫早大水害展」見学(大島) 眼鏡橋付近見学(岩永・田中)
2	北諫早	6月1日	6年	114	北諫早小	出前授業「諫早の歴史について」(岩永・田中)
3	北諫早	6月8日	6年	114	当館周辺	諫早さるく(岩永・田中・ボ4名)
4	みはる台	9月11日	6年	43	当館周辺	昔の道具、諫早の歴史学習、諫早さるく (岩永・田中・ボ5名)
5	諫早	10月27日	3年	69	当館周辺	諫早さるく(岩永・田中・吉良・ボ1名)
6	真津山	11月22日	3年	131	当館	昔の道具、諫早の歴史学習、 創成館高校デザイン科展見学(岩永・田中・ボ3)
7	喜々津東	11月29日	4年	32	当館周辺	諫早さるく(岩永・田中・ボ2名)
8	真崎	1月18日	3年	29	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・ボ2名)
9	みはる台	1月19日	3年	35	当館	昔の道具、諫早の歴史学習、 すまいるスマイル展見学(岩永・田中・ボ2名)
10	小野	1月25日	3年	46	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・田中・ボ2名)
11	喜々津	1月26日	3年	104	当館	昔の道具、諫早の歴史学習 (大島・岩永・田中・ボ2名)
12	高来西	1月29日	3年	28	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・田中・ボ2名)
13	本野	2月1日	3年	16	当館	昔の道具、諫早の歴史学習、小中美術展見学 (岩永・ボ1名)
14	長田	2月2日	3年	40	当館	昔の道具、諫早の歴史学習、小中美術展見学 (岩永・田中・ボ1名)
15	上山	2月7日	3年	75	当館	昔の道具、諫早の歴史学習、小中美術展見学 (岩永・田中・ボ1名)
16	飯盛東	2月9日	3年	54	当館	昔の道具、諫早の歴史学習(岩永・ボ3名)
17	北諫早	2月22日	3年	115	当館	昔の道具、諫早の歴史学習、野口彌太郎展見学 (岩永・田中・ボ2名)

※ ボは当館ボランティア歴史ガイド

②中学校の郷土学習 6校、7件、延べ636人

件	学校名	月日	学年	人数	場所	内容(対応)
1	明峰	7月6日	1年	110	明峰中	歴史講話(堀)
2	明峰	8月23日	1年	110	諫早市内	諫早さるく(川内・大島・岩永・ボ2名)
3	小野	9月6日	1年	43	小野中	歴史講話(大島・岩永)
4	長田	10月12日	1年	47	当館周辺	諫早さるく、郷土学習(岩永・田中、ボ3名)
5	喜々津	10月12日	1年	114	諫早少年 自然の家	歴史講話(大島・岩永)
6	北諫早	11月13日	1年	124	当館	館内見学(岩永) *11月10日より変更
7	真城	12月1日	1年	88	当館周辺	諫早さるく、郷土学習(大島・岩永・田中・ボ4名)

※ ボは当館ボランティア歴史ガイド

③特別支援学校の郷土学習 1校、1件、合計5人

件	学校名	月日	学年	人数	場所	内容(対応)
1	諫早特別支援学校	6月21日	高校1年	5	当館	郷土学習(岩永)

④研修など 13団体、合計112人

件	団体名	月日	人数	場所	内容(対応)
1	鎮西学院大学	6月16日 7月14日	6 6	鎮西学院大学	古文書の講義(大島)
2	福岡大学夏季セミナー諫早視察ツアー	8月7日	8	諫早公園	眼鏡橋視察(岩永) 車内にて「干拓の歴史」など説明(村川)
3	表敬訪問	8月10日	(3)	当館	ラオスより視察見学(台風接近により中止)
4	諫早高等学校	8月21日	3	当館	初任者研修、郷土学習、ウルトラ空想特撮ワールド(岩永・田中)
5	喜々津中学校	8月21日 ~24日	1	当館	社会体験研修(岩永)
6	明峰中学校	8月23日 ~24日	2	当館	職場体験(岩永)
7	諫早附属中学校	10月11日 ~13日	2	当館周辺	職場体験(大島・岩永)
8	長野県佐久市議会	10月25日	11	当館	行政視察(坪内・村川)
9	西日本文化協会バスツアー	11月18日	32	当館	バスツアー(大島・ボ3名)
10	宮崎県総合博物館	1月12日	2	当館	諫早の酒造り展視察(川内・大島)
11	千葉県野田市議会議員	1月26日	6	当館	館内視察(堀・坪内・村川)
12	歴史文化博物館スタディーツアー	3月9日 3月23日	4 25	当館 当館	伊木力墓所出土資料参観 当館見学
13	千葉県市川市議会	3月21日	4	当館	行政視察

⑤博物館実習の受入れ 1団体、合計2人

件	団体名	月日	人数	場所	内容(対応)
1	長崎国際大学	7月15日 ~26日	2	当館	博物館実習生研修(川内・大島)

4 情報発信事業

(1)開館10周年記念式典

諫早市美術・歴史館開館10周年記念式典を野口彌太郎展の開場式及び第47回ミモザ忌に併せて開催し、幅広い情報発信の機会とした。

○日時 2月17日(土)13:00～

○場所 1階ホール

○テープカット参列者

諫早市長 大久保 潔重

諫早市議会議員 南条 博氏

諫早市芸術文化連盟会長 山下 博之氏

諫早市美術協会会長 木下 伸弘氏

市川 美保子氏(市川森一ご令室)

久保田 順一氏(野口家親戚代表)



(2)開館10周年記念誌

諫早市美術・歴史館開館10周年を記念し、10年間の記録を取りまとめた記念誌を発行した。

また、当館及び文化振興課職員の調査研究をとりまとめた研究紀要も一緒に掲載し、館の事業概要や研究成果を発表する機会とした。

○発行日 令和6年3月1日

○発行内容 136 ページ、500 部

(3)年報

令和4年度の館の活動の記録をとりまとめ、ホームページに掲載した。

○令和5年9月発行、45ページ



(4)美歴だより

美術・歴史館の企画展やイベント情報を掲載し、館活動を発信。図書館や公共施設などに設置。

① 第31号 令和5年4月発行

② 第32号 令和5年7月発行

③ 第33号 令和5年12月発行



(5) エフエム諫早

コミュニティ FM 放送局である「レインボーFM(エフエム諫早)」に毎月数回出演し、ラジオのパーソナリティとの掛け合いで、企画展や講座、史跡巡りなど館の主な事業を紹介。

① 館長出演:毎月2回(水曜日)14:00～14:30

回	月	日	曜日	内 容
1	4	5	水	「高島秋帆事件鎮静化後の佐賀藩での西洋砲術のゆくへ」 「蘭伝石火矢製造(西洋新式砲)の製造に必要なこと」
2	4	19	水	「佐賀藩での洋式砲鑄造」と「江戸湾お台場への大砲設置」 ※令和3年10月6日講話の追加
3	5	3	水	元禄12年(1699)の洪水被害と復興
4	5	17	水	文化年代(1804～)の洪水被害と被災者への炊き出し
5	6	7	水	佐賀諫早屋敷の奥女中選考
6	6	21	水	佐賀諫早屋敷奥女中お役御免後の諫早家の対応
7	7	5	水	田の虫追い
8	7	19	水	諫早での万人講
9	8	2	水	佐賀藩士への「無礼咎め一切あるまじき事」
10	8	16	水	諫早家家臣の切腹(1)「諫早菖蒲日記上及び実際の切腹①」
11	9	6	水	諫早家臣の切腹(2)「実際の切腹②」
12	9	20	水	藩主の節約(寛政2年(1790)文化元年(1804))
13	10	4	水	家老以下一般の緊縮令(文化3年(1808))
14	10	18	水	長崎警備「長崎仕組」の編成(1)
15	11	1	水	長崎警備「長崎仕組」の編成(2)
16	11	15	水	諫早での調練(実弾発射訓練)
17	12	6	水	佐賀での大調練(1)－参加した藩・領主について－
18	12	20	水	佐賀での大調練(2)－小城、蓮池、鹿島各藩等の調練の様子－
19	1	10	水	正保4年(1647)ポルトガル船入港について
20	1	17	水	フェートン号事件について
21	2	7	水	佐賀藩主の本明川の蛍狩り(1)
22	2	21	水	佐賀藩主の本明川の蛍狩り(2)
23	3	6	水	佐賀藩主の長崎勤務と諫早領主嫡子の随行(1) －諫早領主嫡子の諫早滞在中の行動－
24	3	20	水	佐賀藩主の長崎勤務と諫早領主嫡子の随行(2) －長崎に向かう佐賀藩主と諫早領主嫡子－

②職員出演：毎月1～2回(月曜日)14:00～14:30

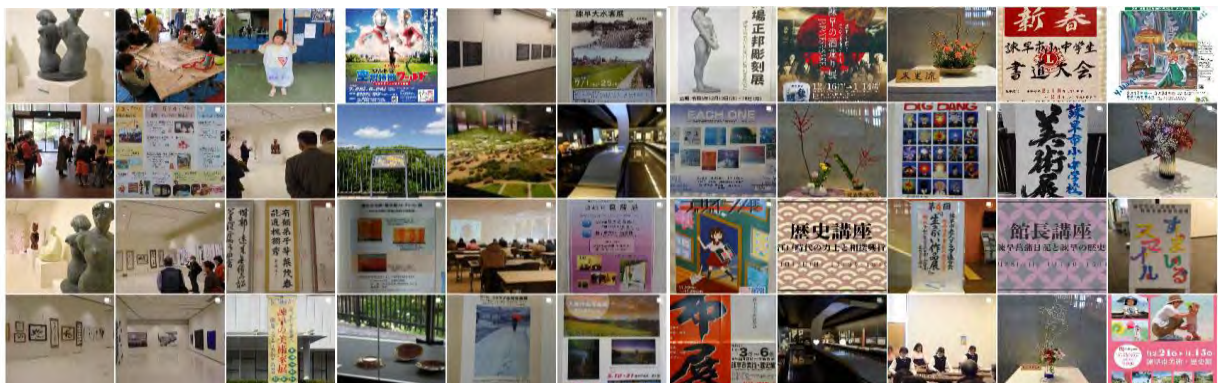
N0	月	日	曜日	内容	担当
1	4	17	月	開館10周年記念 諫早の美術家展、美歴こどもWEEK	坪内・田中
2	5	1	月	開館10周年記念 諫早の美術家展、美歴こどもWEEK	田中・岩永
3	6	5	月	史跡見学報告、民俗講座	坪内
4	7	3	月	諫早大水害展、歴史講座	大島
5	7	31	月	ウルトラ空想特撮ワールド	森
6	8	21	月	ウルトラ空想特撮ワールド	川内
7	9	4	月	ウルトラ空想特撮ワールド	坪内
8	10	23	月	県展、市展、貸館利用	村川
9	11	20	月	諫早の酒造り展、文化の秋	坪内
10	12	18	月	諫早の酒造り展、民俗講座	川内
11	1	8	月	諫早の酒造り展、史跡探訪	大島
12	2	19	月	野口彌太郎展	森
13	3	11	月	野口彌太郎展	田中
14	3	25	月	プレゼンテーションウォール	岩永

(6)インスタグラム

美術・歴史館の企画展、講座、貸館展示等の情報を、よりスピーディーに、よりコンパクトに発信するため、Instagramを活用した。

【投稿回数】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
回数	8	14	5	8	5	3	4	5	9	5	5	3	74



(7)その他

多くのメディアを活用し、情報を発信した。

① フリーペーパー、新聞など紙媒体による発信

- ・広報いさはや
- ・ナイスいさはや
- ・face isahaya
- ・長崎新聞
- ・毎日新聞
- ・ながさきプレス



② テレビやラジオなどによる発信

- ・諫早ケーブルメディア
- ・ひまわりテレビ
- ・NHK
- ・NBC
- ・NBC ラジオ など

広報いさはやの裏表紙に掲載



ナイスいさはや



長崎新聞



NBC「Pint」生中継



NBC テレビCM

5 調査・研究事業

諫早市ゆかりの美術工芸品や歴史等の調査研究とあわせ、翌年度の企画展に向けより綿密な調査研究を実施した。

① 諫早ゆかりの美術工芸品調査

- ・寄贈の申し出があった資料の調査研究(野口典男、小崎侃など)
- ・諫早ゆかりの洋画家野口彌太郎の作品についての調査研究

② 諫早の歴史調査

- ・諫早における蘭学についての調査研究
- ・諫早家の長崎警備についての調査研究
- ・諫早における太平洋戦争についての調査研究

③ 諫早の民俗調査

- ・酒造りや諫早の酒造りの歴史等についての調査研究
- ・諫早のうなぎ料理の歴史についての調査
- ・浮立調査

④ 教育普及の研究

- ・美術・歴史館の教育普及事業の充実のため、年齢層を考慮したワークショップのメニューについて、他館の事例を調査するとともに、研究、研鑽を行った。

⑤ 令和6年度以降の企画展に向けた調査研究

- ・諫早における蘭学についての調査研究
- ・諫早大水害展開催に向け、写真資料の調査研究
- ・市内の石造物についての調査研究

6 収蔵資料

(1) 収蔵資料一覧

分類	寄贈	購入	管理換え	寄託	計
絵画	371	1	190		562
彫塑	8		1		9
書跡	293		68		361
工芸	364		41	4	409
考古	5,700			856	6,556
文書	12,073			1,125	13,198
写真	6,188		5	1	6,194
博物	33				33
水害	480				480
歴史	560			2	562
民俗	7,999			2	8,001
小計	34,069	1	305	1,990	36,365
図書	10,632				10,525
合計	44,701	1	305	1,990	46,997

(2) 寄贈資料の調査、収集

諫早市ゆかりの資料の寄贈申込があり、来歴を調査し、受け入れた。

区分	点数	資料名
絵画	10	野口典男(洋画)、小崎侃(版画)
書跡	2	出口恵山(額装)、中村素堂(額装)
工芸	1	諫早家伝来 紺糸威具足 稚児鎧(レプリカ)
民俗	2	電気アイロン、菓子包装紙用木版木
歴史	2	山水図(諫早茂圖筆)、日ノ丸寄書
合計	17	

(3)資料の整理

○博物館法の一部改正に伴い、博物館資料のデジタル・アーカイブ化が努力義務とされたため、収蔵資料の管理について、これまでの台帳管理から、クラウド型の収蔵品管理システムを導入し、データ整理を行った。

○ミュージアム展示ガイドを活用できるスマートフォンアプリ「ポケット学芸員」を導入し、令和6年4月1日運用開始に向け、収蔵資料のデータ整理準備を進めた。

(4)資料の修復

本市所蔵文化財の修復について、計画的に実施

○掛軸3点を修理

(修復作品)

- ①八十島叉橋作／富士の図 1点
- ②蘆江作／八哥鳥図 1点
- ③諫早一学作／書 1点

(修復内容)

- ・本紙の洗浄(染み抜き、黴除去)と絹地表装による表装の修理
- ・表装は手表装とし、表装裏打ち紙は、和紙を使用

7 利用状況

(1)入館者数

①月別時間別入館者数

月	日数	10～11時	11～12時	12～13時	13～14時	14～15時	15～16時	16～17時	17～18時	計(人)
4月	26	495	288	198	346	325	203	119	30	2,004
5月	26	891	253	295	450	282	230	152	37	2,590
6月	26	234	87	164	159	54	38	14	9	759
7月	25	612	258	358	382	334	316	222	42	2,524
8月	25	1,206	643	568	757	577	410	225	26	4,412
9月	25	1,279	696	709	668	775	443	347	64	4,981
10月	26	895	407	385	355	467	270	195	45	3,019
11月	26	731	288	193	399	312	179	131	27	2,260
12月	24	251	147	227	285	187	141	112	34	1,384
1月	24	740	283	209	337	320	177	168	43	2,277
2月	25	1,449	754	693	968	722	777	730	379	6,581
3月	27	188	138	193	265	213	116	68	12	1,193
合計	305	8,971	4,242	4,192	5,371	4,568	3,300	2,483	748	33,984

②常設展示室観覧者数

月	日数	有料入場者				無料	減免			合計	観覧料 (円)
		大人	小人	団体大人	団体小人	未就学児	小中等	障害者等	その他		
4月	26	86	7	3	0	0	4	26	16	142	18,380
5月	26	88	2	2	0	1	52	2	877	1,024	18,120
6月	26	57	0	116	0	0	120	4	11	308	29,960
7月	25	73	3	121	2	4	21	7	13	244	34,420
8月	25	25	1	6	0	0	6	0	2	40	6,060
9月	25	44	1	3	0	1	18	2	3	72	9,380
10月	26	92	2	7	0	2	133	16	21	273	19,720
11月	26	76	2	33	0	2	232	5	22	372	20,680
12月	24	56	1	0	0	2	81	2	11	153	11,300
1月	24	61	1	2	0	1	229	20	37	351	12,620
2月	25	113	5	3	0	4	362	3	37	527	23,580
3月	27	74	0	25	0	2	5	8	23	137	18,800
合計	305	845	25	321	2	19	1,263	95	1,073	3,643	223,020

③累計入館者数(平成26年3月から令和6年3月まで)

年度	日数	平均	10～ 11時	11～ 12時	12～ 13時	13～ 14時	14～ 15時	15～ 16時	16～ 17時	17～ 18時	18～ 19時	計 (人)
H25	27	248	1,022	935	690	1,286	1,250	852	460	137	64	6,696
H26	309	93	6,998	3,769	2,648	4,813	4,364	2,999	1,800	917	362	28,670
H27	309	105	8,659	4,258	3,403	5,008	4,502	3,171	1,971	1,020	312	32,304
H28	307	102	7,281	3,931	3,135	5,280	4,621	3,358	2,099	1,274	374	31,353
H29	307	101	7,000	3,946	3,386	5,457	4,251	3,258	2,178	1,274	343	31,093
H30	308	99	7,036	4,101	3,297	5,189	4,361	2,927	2,075	1,378	240	30,604
H31	309	85	6,416	3,142	2,702	4,571	3,602	2,518	1,772	1,223	241	26,187
R2	289	56	3,964	2,132	1,413	2,636	2,076	1,680	1,335	883	138	16,257
R3	307	72	4,909	3,023	2,283	3,492	3,238	2,489	1,744	883	57	22,118
R4	300	96	7,247	3,708	3,234	4,754	3,880	2,889	2,142	957	－	28,811
R5	305	111	8,971	4,242	4,192	5,371	4,568	3,300	2,483	748	－	33,984
合計	3,077	106	69,503	37,187	30,383	47,857	40,713	29,441	20,059	10,694	2,131	288,077
割合			24.1%	12.9%	10.5%	16.6%	14.1%	10.2%	7.0%	3.7%	0.7%	100.0%

(2)団体利用

区分	団体数	人数
小学校	16	981
中学校	3	259
高校	5	121
保育園・学童	4	107
特別支援学校	6	77
福祉団体	6	126
地域団体	2	32
観光バスなど	8	226
その他	8	63
合計	58	1,992

(3) 貸館利用

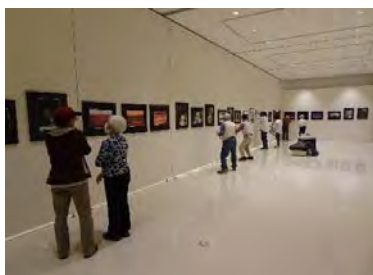
NO	使用期間	日数	目的	内容	場所	人数
1	4/12	1	茶道	茶道の稽古	和室	8
2	4/14～4/16	3	展示	諫早いけばな連盟花展	ホール	300
3	4/30	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
4	5/14	1	茶道	茶道の稽古	和室	5
5	5/18	1	会議	諫早文化協会総会	研修室1～3	70
6	5/18～5/25	7	展示	3クラブ合同写真展	企画展示室1～3	650
7	5/20	1	研修	諫早史談会 拓本研修	研修室3	25
8	5/21	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
9	5/27～5/28	2	イベント	野呂邦暢顕彰 第43回菖蒲忌	ホール	100
10	5/27	1	会議	長崎県考古学会 事務局会議	研修室1	8
11	6/3～6/4	2	研修	いけばな池坊巡回講座	和室、研修室1～3	100
13	6/15	1	会議	諫早市美術協会 役員会	研修室1、2	20
14	6/22	1	会議	舞台芸術祭企画委員会	研修室1、2	30
15	6/25	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
16	6/30	1	会議	諫早市美術協会 役員会	研修室3	10
17	7/1	1	茶道	茶道研修	和室	6
18	7/9	1	会議	長崎県美術協会書部役員会	研修室1、2	16
19	7/12	1	会議	諫早市小中学校美術展 企画推進委員会	研修室2、3	9
20	7/12	1	会議	諫早市美術協会 委員会	研修室1、2	20
21	7/14～7/15	2	研修	いけばな研究会	研修室2、3	20
22	7/16	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
23	7/21～7/25	5	展示	4校合同美術展	企画展示室1～3	852
24	8/20	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
25	8/27	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
26	9/1	1	控室	観光庁インバウンド誘客事業向け モニターツアー(アメリカ)	和室	10
27	9/7	1	控室	観光庁インバウンド誘客事業向け モニターツアー(香港・台湾)	和室	10
28	9/9	1	茶道	こども茶道教室	和室	15

NO	使用期間	日数	目的	内容	場所	人数
29	9/10	1	茶道	茶道の稽古	和室	3
30	9/27～10/4	8	展示	諫早市小・中学校科学展	ホール、研修室1、2 企画展示室1～3	1,074
31	10/6～10/7	2	研修	いけばな研究会	研修室1、2	20
32	10/7	1	茶道	こども茶道教室	和室	15
33	10/7	1	会議	諫早市美術協会 役員会	研修室3	20
34	10/11～10/15	5	展示	MOA美術館児童作品展	研修室1～3	647
35	10/22	1	茶道	茶道の稽古	和室	3
36	10/25	1	控室	インバウンド事業 浴衣着付とまち歩き	和室	12
37	11/1～11/8	7	展示	諫早市美術展覧会	ホール、研修室1～3 企画展示室1～3	931
38	11/4	1	茶道	こども茶道教室	和室	15
39	11/8	1	会議	書道展打合せ会議	和室	13
40	11/9～11/27	17	展示	創成館高校デザイン科 デザイン展	ホール、企画展示室1、2	570
41	11/15～11/18	4	展示	和紙ちぎり絵展示会	研修室1、2	80
42	11/18	1	茶道	こども茶道教室	和室	15
43	11/19	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
44	11/20	1	会議	諫早市小・中学校美術展 企画運営委員会	研修室1～3	50
45	11/20	1	研修	いけばな池坊会員会議及びDVD 視聴	研修室3	10
46	11/22	1	会議	諫早市芸術文化連盟 企画委員会	研修室1	13
47	12/4～12/10	6	展示	EACH ONE (諫早美術表現塾美術展)	ホール	700
48	12/6	1	会議	諫早市美術協会 役員会	研修室3	20
49	12/9	1	茶道	こども茶道教室	和室	15
50	12/13～12/20	7	展示	馬場正邦彫刻展～諫早の自然の 形象の中に発想を求めて～	ホール	300
51	12/17	1	研修	指導者茶花研修会 (東茶古典セミナー)	研修室3	9
52	12/17	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
53	12/23	1	会議	長崎県考古学会 事務局会議	研修室3	7
54	1/11	1	茶道	茶道の稽古	和室	5
55	1/17～1/24	7	展示	すまいる・スマイル展	ホール、研修室1～3 企画展示室1～3	760
56	1/20	1	茶道	こども茶道教室	和室	15

NO	使用期間	日数	目的	内容	場所	人数
57	1/25～1/29	5	展示	諫早市老連生きがい作品展	企画展示室1～3	980
58	1/27	1	茶道	茶道体験(ガールスカウト)	和室	10
59	1/28	1	研修	茶花研修会(東茶古典セミナー)	和室	9
60	1/29	1	会議	作品写真撮影	研修室1	2
61	2/1～2/7	6	展示	諫早市小・中学校美術展	ホール、和室、研修室1～3	4,750
62	2/8	1	茶道	茶道の稽古	和室	5
63	2/8	1	会議	長崎県書道協会役員会	研修室1	10
64	2/8～2/16	8	展示	長崎日大高校進路決定者作品展 BIG BANG	ホール	300
65	2/9～2/11	3	展示	日本習字作品展	企画展示室1、2	320
66	2/11	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
67	2/17～2/25	8	展示	諫早市小・中学生新春書道大会作品展	ホール、研修室1～3	800
68	2/22	1	茶道	茶道の稽古	和室	5
69	2/28	1	会議	いけばな連盟会議	研修室1	10
70	3/10	1	会議	長崎県考古学会 事務局会議	研修室1	13
71	3/13	1	茶道	茶道の稽古	和室	5
72	3/17	1	茶道	茶道の稽古	和室	4
73	3/17	1	研修	(公財)独立書人団 書道展研究会 長崎会場	研修室1～3	80
74	3/20	1	研修	飛龍会 書道研究会	研修室3	24
合計		167				14,969



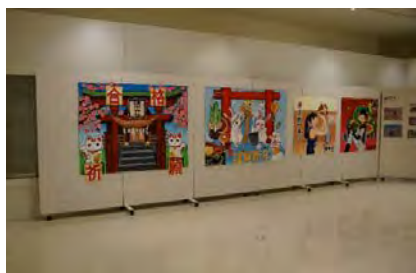
いけばな連盟花展



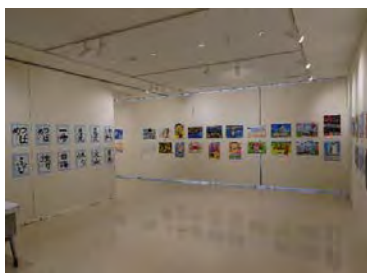
3クラブ合同写真展



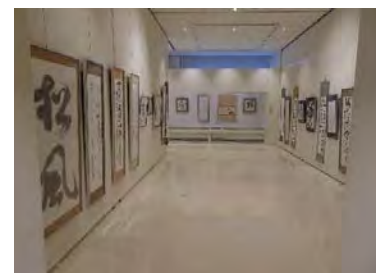
第43回菖蒲忌



4校合同美術展



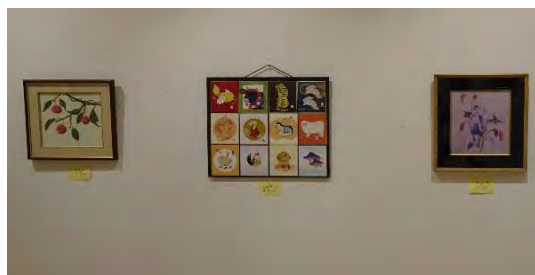
MOA美術館児童作品展



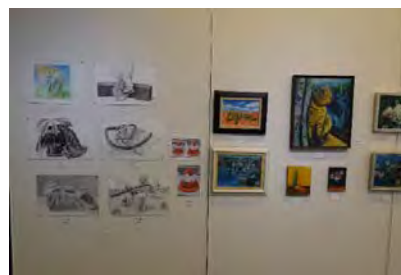
諫早市美術展覧会



創成館高校デザイン



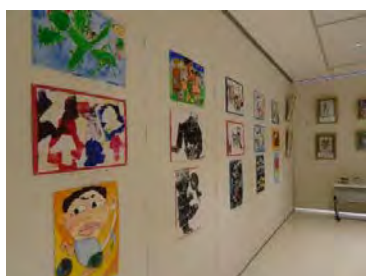
諫早和紙ちぎり絵サークル展示



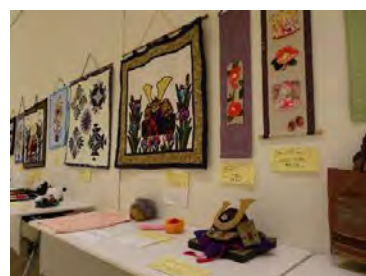
EACH ONE



馬場正邦彫刻展



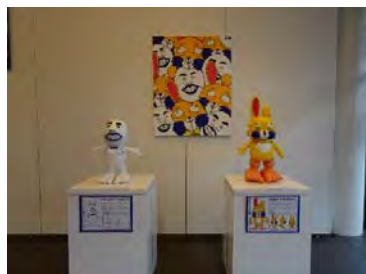
生きがい作品展



すまいる・スマイル展



小・中学校美術展



BIG BANG
日大高校作品展



小・中学生
新春書道大会作品展

(4) その他

①台風接近に伴う臨時休館

8月9日(水)

②企画展準備等に伴う臨時休館

7月26日(水)～7月28日(金)

9月25日(月)

8 美術・歴史館概要

(1)沿革

平成16年 4月	平成17年3月市町村合併を前にした「新市建設計画」に「歴史文化館整備事業」が明記される。
平成18年 3月	合併後の「諫早市総合計画」で「歴史文化館」の整備がうたわれる。
平成21年10月	(仮称)歴史文化館整備検討懇話会開催(計4回)
平成22年 3月	(仮称)歴史文化館建設基本構想策定
平成23年 3月	(仮称)歴史文化館設計業務着手
平成23年 6月	諫早市芸術文化連盟など11団体から意見聴取
平成23年 7月	パブリックコメント実施
平成24年 1月	設計業務完了
平成24年 6月	建築工事着工
平成25年 5月	本体工事竣工
平成25年12月	諫早市美術・歴史館条例制定
平成26年 3月	開館 開館記念企画展「諫早家ゆかりの品々展」
平成26年 6月	来館者 10,000人達成
平成26年10月	天皇皇后両陛下ご来館(長崎がんばらんば国体ご臨席)
平成27年10月	来館者 50,000人達成
平成29年 5月	来館者 100,000人達成
令和 3年 2月	来館者 200,000人達成
令和 4年 9月	西九州新幹線開業
令和 4年11月	開業記念企画展「諫早市友好交流都市 出雲市・津山市三市交流展」
令和 5年 4月	開館 10周年記念企画展「諫早の美術家展」
令和 5年 7月	開館 10周年記念・西九州新幹線開業 1周年記念企画展 「ウルトラ空想特撮ワールド諫早～ウルトラマンと夢見る未来～」
令和 5年12月	開館 10周年記念企画展「諫早の酒造り展」
令和 6年 2月	開館 10周年記念式典 開館 10周年記念企画展「野口彌太郎展」 (令和6年3月末現在 288,077人)

(2)施設概要

- ①施設名称 諫早市美術・歴史館
- ②所在地 諫早市東小路町2番33号
- ③施設用途 美術館・博物館
- ④開館日 平成26年3月1日
- ⑤敷地面積 3,747.00㎡

- ⑥延床面積 3, 292. 26㎡
- ⑦構造 鉄骨造3階建(2階＋展望テラス)
- ⑧付帯施設 ホール、常設展示室(有料)、企画展示室、研修室、和室
- ⑨総工費 約12億5千万円
(社会資本整備総合交付金、合併特例債、美術博物館建設基金)
- ⑩設置目的 「本市にゆかりのある美術、歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民等の利用に供するとともに、市民に美術作品及び歴史、民俗等に関する調査研究等の成果の発表の機会を提供することにより、市民の文化の発展に寄与し、併せて地域の振興に資するため、諫早市美術・歴史館を設置する。」(美術・歴史館条例第1条より)
- ⑪基本理念 「諫早まるごと博物館」
館周辺の豊富な文化財や豊かな自然、図書館や公民館などの既存施設、市内各地の資料館などとの連携の拠点としての施設

(3)運営

- ①開館時間 10時～18時
- ②休館日 毎週火曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日、特別整理期間
- ③運営体制 直営(市長部局:経済交流部文化振興課所管)
- ④職員数 職員 3名(副館長、主任、事務職員)うち学芸員 1 名
会計年度任用職員 8名(館長、主任専門員2名、専門員2名、受付案内員3名)
うち学芸員3名

(4)関係法規

○諫早市美術・歴史館条例

平成25年12月24日

条例第35号

改正 令和元年7月3日条例第2号

(設置)

第1条 本市にゆかりのある美術、歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民等の利用に供するとともに、市民に美術作品及び歴史、民俗等に関する調査研究等の成果の発表の機会を提供することにより、市民の文化の発展に寄与し、併せて地域の振興に資するため、諫早市美術・歴史館(以下「美術・歴史館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 美術・歴史館の位置は、諫早市東小路町2番33号とする。

(事業)

第3条 美術・歴史館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管、修復及び展示等に関すること。
- (2) 資料に関する研究調査及びその成果等の公表に関すること。
- (3) 市民による美術作品等の発表の機会の提供等に関すること。
- (4) 他の施設との連携等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第4条 常設展示室の展示資料を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表第1に定める観覧料を入室の際に納入しなければならない。

2 市長は、市が主催する特別の展示会等について、観覧料を徴収することができる。

3 前項の規定により徴収する観覧料の額は、市長が別に定める。

(専用)

第5条 市長は、別表第2左欄に掲げる美術・歴史館の施設(以下単に「施設」という。)を専用させることができる。

2 施設を専用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 美術・歴史館の建物、附属設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 専ら営利を目的とする施設の専用であると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、美術・歴史館の管理上支障があると認めるとき。

4 第2項の許可には、美術・歴史館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条第2項の許可を受けた者(以下「専用者」という。)は、別表第2に定める額の使用料を専用の許可を受けた際に納入しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 専用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、専用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の許可を取り消し、又は施設の専用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は第5条第4項の許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 第5条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、公益上の理由により必要と認めるときは、前項の処分をすることができる。

3 市は、第1項の規定による処分によって専用者に損害が生ずることがあっても、その責めを負わないものとする。

(立入り等)

第9条 市長は、美術・歴史館の管理上必要な限度において、許可をした専用の場所に立ち入り、専用者から必要な報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復)

第10条 専用者は、施設の専用を終了したとき、又は第5条第2項の許可を取り消されたときは、直ちにその専用の場所を原状に回復しなければならない。

(観覧料等の不還付)

第11条 既納の観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 災害その他観覧者又は専用者の責めに帰することができない理由により観覧又は施設を専用できないとき。

(2) 公益上の理由により第5条第2項の許可を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、観覧料等を還付することにつき相当の理由があると市長が認めるとき。

(観覧料等の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、観覧料等を減免することができる。

(資料の公開)

第13条 美術・歴史館の資料の公開は、館内に展示するほかは行わない。ただし、保管する資料について特に学術上の研究調査等の目的で閲覧を求められたときは、市長が必要と認めるものに限り、閲覧させることができる。

(資料の撮影等)

第14条 市長は、美術・歴史館の資料について特に学術上の研究調査等の目的で撮影、印刷物等掲載、模写、模造その他これらに類する行為又は館外貸出し(以下「撮影等」という。)を求められたときは、市長が必要と認めるものに限り、撮影等をさせることができる。

(準用)

第15条 第5条第2項から第4項まで、第7条及び第8条の規定は、第13条の規定による資料の閲覧及び前条の規定による資料の撮影等の場合に準用する。

(入館の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、美術・歴史館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(2) 美術・歴史館の建物、附属設備、資料、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、美術・歴史館の管理上支障があると認められる者
(損害賠償等)

第17条 自己の責めに帰すべき事由により、美術・歴史館の建物、附属設備、備品等を滅失し、損傷し、若しくは汚損した者又は美術・歴史館の資料を亡失し、滅失し、損傷し、若しくは汚損した者は、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし第4条から第15条までの規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の諫早市ふれあい施設条例の規定、第3条の規定による改正後の諫早文化会館条例の規定、第4条の規定による改正後の諫早市体育施設条例の規定、第5条の規定による改正後の諫早市いいもりコミュニティ会館条例の規定、第6条の規定による改正後の諫早市美術・歴史館条例の規定及び第7条の規定による改正後の諫早市サッカー場条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可したものの使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)について適用し、同日前に許可したものの使用料等については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

区分	観覧料(1人1回につき)	
	個人	団体(15人以上)
高校生・大学生・一般	200円	160円
小学生・中学生	100円	80円

別表第2(第5条、第6条関係)

(令元条例2・一部改正)

施設名		使用料(1時間当たり)
ホール		1,040円
研修室	和室	310円
	(1)	200円
	(2)	200円
	(3)	310円
企画展示室	(1)	520円
	(2)	310円
	(3)	310円

備考 使用料の額を計算する基礎となる専用時間が1時間未満であるとき、又は専用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として使用料の額を計算する。

○諫早市美術・歴史館条例施行規則

平成26年2月24日

規則第4号

改正 平成26年3月25日規則第10号

平成26年9月10日規則第31号

平成27年2月27日規則第4号

令和2年2月18日規則第7号

令和4年3月7日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、諫早市美術・歴史館条例(平成25年条例第35号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、諫早市美術・歴史館(以下「美術・歴史館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名誉館長)

第2条 美術・歴史館に、名誉館長を置くことができる。

2 名誉館長は、美術・歴史館が行う事業に関し助言を行う。

3 名誉館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(美術・歴史館の職)

第3条 美術・歴史館に館長、副館長及び主任を置き、その職務権限は、別表第1に定めるところによる。

2 館長は、会計年度任用の職とする。

3 必要に応じ、美術・歴史館に参事補を置き、その職務権限は、別表第2に定めるところによる。

(平26規則10・令2規則7・一部改正)

(開館時間)

第4条 美術・歴史館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(令4規則4・一部改正)

(休館日)

第5条 美術・歴史館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その休日以降最初の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(3) 特別整理期間として市長が別に定める1年につき10日を超えない期間

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(専用許可の申請)

第6条 条例第5条第2項の許可(以下「専用許可」という。)を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館施設専用許可申請書(様式第1号)を、次の各号に掲げる美術・歴史館の施設の区分に応じ、当該各号に掲げる専用許可の申請期間内に、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール及び企画展示室 当該専用の開始の日の1年前から7日前まで

(2) 研修室 当該専用の開始の日の1年前から前日まで

(平27規則4・一部改正)

(専用許可)

- 第7条 市長は、専用許可をしたときは、諫早市美術・歴史館施設専用許可書(様式第2号。以下「専用許可書」という。)を交付する。
- 2 前項の許可は、申請の順にこれを行う。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 専用許可を受けた者(以下「専用者」という。)が当該許可を受けた施設を使用する際は、専用許可書を提示しなければならない。
- (専用期間)
- 第8条 美術・歴史館施設の専用の期間は、引き続き1月を超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (観覧料の還付)
- 第9条 条例第11条に規定する観覧料の還付は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
- (1) 条例第11条第1号に該当する場合 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認める場合 相当額
- 2 前項の規定により観覧料等の還付を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館観覧料還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- (使用料の還付)
- 第10条 条例第11条に規定する使用料の還付は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
- (1) 条例第11条第1号又は第2号に該当する場合 全額
- (2) 専用の開始の日の7日前までに専用の取下げを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めた場合 5割
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認める場合 相当額
- 2 前項の規定により観覧料等の還付を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- (観覧料の減免)
- 第11条 条例第12条に規定する観覧料(条例第4条第1項に規定する観覧料に限る。以下同じ。)の減免(以下「観覧料の減免」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
- (1) 次に掲げる者 全額
- ア 教育上の目的のために教職員に引率されて観覧する学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の児童又は生徒
- イ 市内に住所を有し、かつ、法第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校(高等部を除く。次号において同じ。)に在学する児童又は生徒(アに掲げる児童又は生徒を除く。)
- ウ 市外に住所を有し、かつ、市内に所在する法第1条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校(第3項において「市内小学校等」という。)に在学する児童又は生徒(アに掲げる児童又は生徒を除く。)
- エ 教育上の目的のために幼児、児童又は生徒を引率して観覧する法第1条に規定する学校(大学を除く。)の教職員
- オ 教育上の目的のために幼児を引率して観覧する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所の職員
- カ 障害者等(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳、療育手帳交付要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務

次官通知)に定める療育手帳(以下「手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第22条第8項に定める障害福祉サービス受給者証、同法第51条の7第8項に定める地域相談支援受給者証、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けている者をいう。以下同じ。)

キ 障害者等の付添人(当該付添人のうち1人に限る。)

(2) 市長が公益上その他特別の理由があると認めて発行した観覧料の減免を目的とする書類を所持する者 当該書類に記載された減免率を観覧料に乗じて得た額、当該書類に記載された額又は観覧料の額から当該書類に記載された額を減じて得た額

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認めるもの 相当額

2 観覧料の減免を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館観覧料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号イ(市内小学校等に在学する場合に限る。)及びウに規定する児童又は生徒は、名札又は生徒手帳の提示をもって、同号カに規定する者は、手帳又は受給者証の提示をもって、同項第2号に規定する者は、観覧料の減免を目的とする書類の提示又は提出をもって、前項の申請書の提出に代えることができる。

4 市長は、観覧料の減免を決定したときは、諫早市美術・歴史館観覧料減免承認書(様式第6号)を交付するものとする。

5 市長は、第3項の提示又は提出を受けたときは、減免承認の旨を口頭により伝えるものとする。
(平26規則31・令4規則4・一部改正)

(使用料の減免)

第12条 条例第12条に規定する使用料の減免(以下「使用料の減免」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 市内に所在する法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び大学並びに児童福祉法第39条に規定する保育所が文化の振興を目的とした行事その他文化振興のために専用する場合 全額

(2) 市内の文化協会に加盟する文化団体が文化の振興を目的とした行事その他文化振興のために専用する場合 5割

(3) 国、県、諫早市又はその機関の行事に専用する場合 5割

(4) 市民並びに市内の文化団体、社会教育団体、福祉団体及び産業団体が文化振興のために専用する場合 3割

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 相当額

2 使用料の減免を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館使用料減免申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を決定したときは、諫早市美術・歴史館使用料減免承認書(様式第8号)を交付するものとする

(専用者の遵守事項)

第13条 専用者は、次に掲げる事項を遵守するように努めなければならない。

(1) 専用許可を受けていない施設及び附属設備等を使用しないこと。

(2) 許可なく美術・歴史館内において、物品を販売し、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせないこと。

(3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

- (4) 専用後の後片付け、清掃、火気の点検並びに電灯及び施錠の点検を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、美術・歴史館職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第14条 入館者は、次に掲げる事項を遵守するように努めなければならない。

- (1) 美術・歴史館の資料をき損し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 騒音を発する行為、暴力を振るう行為その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく館内に貼紙をし、又はピンや釘の類を打たないこと。
- (5) 許可なく物品を販売し、又は展示しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、美術・歴史館職員の指示に従うこと。

(資料の閲覧)

第15条 条例第13条に規定する資料の閲覧をしようとする者は、諫早市美術・歴史館資料閲覧許可申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、閲覧の開始の日の7日前までにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(閲覧の許可)

第16条 市長は、資料の閲覧の許可をしたときは、諫早市美術・歴史館資料閲覧許可書(様式第10号。以下「閲覧許可書」という。)を交付する。

2 前項の許可は、申請の順にこれを行う。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 許可を受けた者が当該許可を受けた資料の閲覧をする際は、閲覧許可書を提示しなければならない。

(資料の撮影等)

第17条 条例第14条に規定する資料の撮影等をしようとする者は、諫早市美術・歴史館資料撮影等許可申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、撮影等の開始の日の7日前までにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(撮影等の許可)

第18条 市長は、資料の撮影等の許可をしたときは、諫早市美術・歴史館資料撮影等許可書(様式第12号。以下「撮影等許可書」という。)を交付する。

2 前項の許可は、申請の順にこれを行う。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 許可を受けた者が当該許可を受けた資料の撮影等をする際は、撮影等許可書を提示しなければならない。

(資料の出品又は寄託)

第19条 美術・歴史館に資料の出品又は寄託をしようとする者は、資料出品・寄託申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により資料の出品又は寄託を承認したときは、資料出品物預・受託証(様式第14号)を交付するものとする。

(出品又は寄託を受けた資料の返還)

第20条 出品又は寄託を受けた資料は、出品又は寄託期間内であっても、出品又は寄託の申請を行った者の申出又は美術・歴史館の都合によって返還することができる。

2 出品又は寄託を受けた資料は、資料出品物預・受託証と引換えに返還する。

(出品又は寄託を受けた資料の保管等)

第21条 出品又は寄託を受けた資料は、美術・歴史館の所蔵する資料と同じ注意をもって保管するものとする。

2 出品又は寄託を受けた資料は、出品又は寄託の申請を行った者の承諾を得なければ、出品又は寄託を受けた資料の閲覧及び撮影等をすることができない。

(損害賠償)

第22条 出品又は寄託を受けた資料に損害を生じた場合は、市はその損害を賠償するものとする。ただし、天災その他不可抗力により損害を生じた場合には、この限りでない。

(資料の寄贈)

第23条 美術・歴史館に資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申込書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により資料の受納が決定したものについては、寄贈者に対し、資料と引換えに寄贈資料受納書(様式第16号)を交付するものとする。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。ただし、第6条から第13条まで及び第15条から第23条までの規定は、平成26年4月1日から施行する。

(諫早市会計職員の設置等に関する規則の一部改正)

2 諫早市会計職員の設置等に関する規則(平成17年規則第57号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(諫早市会計職員の設置等に関する規則の一部改正)

2 諫早市会計職員の設置等に関する規則(平成17年規則第57号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第4号)

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2023(令和5)年度 諫早市美術・歴史館年報

発 行 2024(令和6)年6月

編集・発行 諫早市美術・歴史館

〒854-0014

長崎県諫早市東小路町2番33号

TEL 0957-24-6611

FAX 0957-24-6633

E-mail bireki@city.isahaya.nagasaki.jp